

保護者の皆様へ

## R4. 1. 14 (金) 再配付 (表記の微修正あり)

令和3年9月1日

小林市立野尻小学校  
校長 児玉 善彦

新型コロナウイルス感染症対策に係る基本的な対応等について（お知らせ）

時下 保護者の皆様には益々ご健勝のことと拝察いたします。  
さて、**オミクロン株**の影響もあり新型コロナウイルスの感染が**爆発的**に広がる中、小林市内においても感染者が報告され、本校においても感染者が生じる可能性が極めて高くなっています。  
つきましては、学校で感染者が確認された場合に関する基本的事項についてお知らせさせていただきますので、確認の上、お含みおきくださるようお願いいたします。

記

- 1 学校で感染者または濃厚接触者が確認された場合
  - ・ 児童には出席停止の措置をとり、職員の場合には出勤を控えさせます。
- 2 濃厚接触者等の特定
  - ・ 感染者本人へのヒアリングや濃厚接触者等特定のための調査等は、通常、保健所が行いますが、学校にも協力が求められる場合があります。
- 3 濃厚接触者等の考え方
  - ・ 感染可能期間（発症2日前から）に、
    - ① 感染者と同居又は長時間の接触があった者
    - ② 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
    - ③ 感染者の飛沫に直接触れた可能性の高い者  
… 1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は時間の長さを問わずに該当する場合があります。
    - ④ 手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、感染者と**15分以上**の接触があった者（目安として1メートル：**鼻出しマスクや顎マスク等**が該当）
- 4 濃厚接触者周辺の「検査対象」となる者の考え方
  - ・ 感染者からの物理的な距離が近い又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等
  - ・ 大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等
  - ・ その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等
  - ※ 対象者の速やかな特定が困難な場合は、感染者が1人でも、学級全体が検査対象となることが考えられます。
- 5 臨時休業（学級閉鎖も含む）の判断
  - ・ 保健所の見解や学校医の助言等を踏まえて市教育委員会が検討し、学校に指示します。
- 6 臨時休業（学級閉鎖も含む）の期間
  - ・ 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明して全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）に臨時休業を行うことが考えられます。
  - ※ ばく露から発症までの期間が、最大14日、多くは5日と長いことから、臨時休業を行っても既に感染が広がっており、感染がそこからさらに拡大する可能性があることにも留意する必要があります。
- 7 学級閉鎖の判断

以下のいずれかの状況に該当する場合に学級閉鎖が行われます。

  - ① 同一の学級において複数の児童等の感染が判明した場合
  - ② 感染が確認された者が1名であっても周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数ある場合
  - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - ④ その他、設置者が必要と判断した場合
- 8 その他
  - ・ 人権上の配慮から、感染者の氏名や個人が特定される情報については公表されません。噂やデマが流布され児童やそのご家族が誹謗中傷されるような事例もあるようです。本校においては、一切の偏見や差別等が生じることはないようお願いいたします。
  - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の対応については、状況に応じて判断されることとなります。（感染者等がクラブ等の利用児童であるかどうか 等）
  - ・ 実際には、ケースに応じて保健所等の指示に従いながら対応することとなります。
  - ・ 8月31日に再配付した4月7日付け文書及び1月11日に配付した文書を確認の上、記載内容に即して対応くださるよう引き続きよろしくお願い申し上げます。（学校のホームページにも掲載してあります。）
  - ・ 不明な点等がありましたら学校にお問い合わせください。